

川崎市高津区社会福祉協議会会員要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）会員規程に基づき、川崎市高津区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）に必要な事項を定める。

(会員の種類及び会費)

第2条 区社協の会員は、次のとおりとし、会費額は別表1に定める。

- (1) 区会員
- (2) 区賛助会員
- (3) 区協賛会員

(区会員会費の納入)

第3条 区会員は、毎年度会費を納めなければならない。

2 会費は、年会費とする。

- (1) 第6種会員の内、市社協及び区社協の両方に入会する会員の会費の請求は、市会員会費及び区会員会費を一括して市社協が行うものとする。
- (2) (1)における、市会員会費及び区会員会費の会費額は別表1に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この改正要綱は、令和3年6月1日から施行する。

この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第3条関係)

(1) 区会員

種 別	対象の団体・組織等	年会費
第1種会員 行政関係	社会福祉関係等行政(区役所)	10,000円
第2種会員 社会福祉法人		
第3種会員 社会福祉を目的とした公益法人		
第4種会員 自治組織	地区町内会連合会	10,000円
第5種会員 社会福祉協議会	地区社会福祉協議会	30,000円
第6種会員 社会福祉施設	公私社会福祉事業施設・団体 ※市会員の入会資格に該当する施設は、市会員・区会員の双方に入会することとする。 ※年会費額は双方に入会した額とする。	定員 50 名未満の通所型施設 7,000円(内、区会員4,000円) 定員 50 名以上の通所型施設 9,000円(内、区会員5,000円) 定員 50 名未満の入所・複合型施設 15,000円(内、区会員8,500円) 定員 50 名以上の入所・複合型施設 18,000円(内、区会員10,000円) 区会員のみ加入施設 入所施設 10,000円 通所施設 5,000円
第7種会員 民生委員児童委員	地区民生委員協議会	@1,000円委員数
第8種会員 保護司	地区保護司会	@1,000円保護司数
第9種会員 当事者団体	障害者等当事者団体	2,000円
第10種会員 ボランティア団体	ボランティアグループ	2,000円
第11種会員 福祉関係団体・機関	社会福祉に関係あるその他の団体	5,000円
第12種会員 学識経験者	学識経験者	2,000円

(2) 区賛助会員

区社協の趣旨・活動に賛同し、区社協に対し資金的な支援を行う個人	1口1,000円
---------------------------------	----------

(3) 区協賛会員

区社協の趣旨・活動に賛同し、区社協に対し資金的な支援を行う法人・団体	1口1,000円
------------------------------------	----------